令 和 2 年 2 月 10 日
武蔵野市役所教育委員会室
1　5　：　3　0　～

令和元年度　第 2 回武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会　次第

1　開会

2　議事

（1）　前回出された成果と課題の確認
・事務局より説明
・プレセカンドスクールの成果と課題の共有

（2）　新学習指導要領とセカンドスクールの関連
・委員長より説明
・意見交換

3　事務連絡

長期宿泊体験活動　第１回検討委員会で出された「成果と課題」一覧

	プレセカンドスクール	小学校セカンドスクール	中学校セカンドスクール
①意義・成果	○セカンドスクールへの子どもの不安の軽減（学） ○保護者として、いきなり約１週間、よそに預けるとなるよりは、プレセカンドスクールがあることは安心できる。（保）	○あまり仲良くなかった友達の個性を認めることができた。仲間への信頼感も深まった。（保） ○保護者から「自分のことを自分でできるようになった」という声を聞いた。（学） ○米つくりの大変さを実感した。（保） ○箸つくりなどの体験で、その思い入れのある箸を使うことにより、苦手な食べものも食べることができた。（保） ○山菜採りの体験から、野菜が食べられるようになった。（保） ○自然の大切さに気が付くことができた。（保） ○将来の夢を考えるきっかけとなった。（保） ○不登校の傾向にあった児童も参加したり、事後も登校する日が増えたりした。（学）	○農家への宿泊は、貴重な体験をするだけでなく、宿の方との関わりが深まる。このことは、事後の発表の様子からも感じ取ることができる。（学） ○不登校の生徒も宿泊には来て、いつもは起きられないのにそのときは起床し、朝から元気に活動ができた。（学） ○自然体験活動の中で、一生懸命活動している。（学） ○当たり前と思っていても実はそうではないという体験ができる。（学） ▲中学校でのセカンドスクールの子供たちの期待値が、小学校に比べると低い。（委） ◆中学校におけるセカンドスクールの意義というのは何か、小学校とどういう目的の違いがあるかを考えていく必要がある。（委）
②学習・活動内容 授業時数		○宿の子として様々なお手伝いを含めて農業体験する中で、通りすぎる消費者としてではなく生産者の思いを直接知ることができる。（学） ○宿のお父さんお母さんとの関わりがあるのがよい。事後の交流会でも再会し、感動するくらい深く関わっている。（保） ▲総合的な学習の時間の多くがセカンドスクール等で使われており、他の取り組みを設定しにくい。（学） ▲稲刈り、箸つくりなど、本当の意味での課題解決というところになかなか繋がらない面がある。（総合的な学習の時間としてカウントしてよいか。）（学） ▲全ての宿で、同じ質の体験ができるとは限らない。（学・保） ◆一見同じプログラムに見えても、連れて行く子どもに対応させて、毎年工夫をしている。（学）	○現地の方が、天候によって非常に綿密にプログラムを組み換えてくださった。（学） ○小学校で稲刈りをし、中学校で稲刈りをする場合、手刈りではなくて、コンバインを運転する等、グレードアップを図った。（学） ◆本当にグレードアップしているのか。中学校のセカンドスクールの中に何かボランティアの資格が取得できるようなものを組み込むのはどうか。（保） ▲地域によっては、見学場所や、体験プログラムを、教員が探さなくてはならないところもあり、教員の負担が非常に大きい。（学） ▲宿によって異なるであろうが、雨が続いた時、一日中漫画を読んでいた例もあると聞いた。（保）
		◆今後、武蔵野市においては武蔵野市民科を導入するため、武蔵野市民科との関係も踏まえて考えていく必要がある。（委）	
③実施地 宿泊形態	◆12校中、９校が分泊ではなく合同泊である。（委）	○集団宿泊であると、担任の目が常に児童たちにある。民宿における分泊の方が、教育的な効果が大きい。自主性や自分で考える力が育つ。（学） ○事後の交流会では、ある宿のお母さんから、保護者へ「この子にはこんなところがあります。こんなところがいいところでした。これからも頑張ってね。」というお手紙を渡され感動した。（保） ▲宿の方の高齢化に伴い、継続が困難な地区があるため、定期的に実施地を見直していく必要がある。（学） ▲新しい地区を探して決定していくには、労力と時間がかかる。（学） ▲１つの宿の児童数が多すぎると宿の方の負担が大きく難しい。（人の目が行き届く集団の大きさ）（学） ▲入念なアレルギー対応が必要で、宿の負担が大きい。（保） ▲震災や異常気象等を踏まえ、安全に行うためには、実施地をもう少し近く、交通の面もよいところにすべき。（学）	▲実施地が、各学校に委ねられているので、高齢化等により民泊が困難な状況になった場合など、学校が新天地を探して決定するのは負担が大きい。（学）
④宿泊数	○２泊３日が最適である。（１泊では短く、やり直しがきかない。）（学・保）	○1 週間というゆったりとした時間の流れの中で、普段の学校とは違う子どもの様子が見られる。（学） ◆教員の働き方の観点からも、効果的なセカンドスクールにするための泊数について検討する必要がある。（学）	
⑤教員体制		○武蔵野市にはセカンドスクールがあることを理由に武蔵野市への異動を希望する教員もいる。（学） ▲セカンドスクールに行くことが可能な教員でないと、第５学年の担任はできないなど制約がある。（第５学年の担任配置に校長は苦慮する。）（学）	○武蔵野市にはセカンドスクールがあることを理由に武蔵野市への異動を希望した。（学）
⑥生活指導員		▲生活指導員の質と人数の確保が課題である。大学生など、６泊７日を割くのは難しい。生活指導員を確保するために、副校長の負担が大きい。（学）	○手厚い人的支援がなされているので、実施できる。（学・保） ▲生活指導員の質と人数の確保が課題である。（学・保）

○成果、▲課題、◆その他の意見　　（学）学校からの意見、（保）保護者からの意見、（委）事務局委員からの意見

資料１

今後、検討が必要と思われる事項

（１）現在のセカンドスクールの活動内容は、総合的な学習の時間としてカウントするのがふさわしいか。（このことによって、５年生の総合的な学習の時間が圧迫されているため）

（２）宿泊数について

小学校プレセカンドスクールの宿泊数　２泊３日

セカンドスクール　小学校の宿泊数　６泊７日

中学校の宿泊数　４泊５日

（３）中学校セカンドスクールの内容について

（４）実施地の持続可能性について

（５）教員の負担について

（６）生活指導員の確保について

資料４

武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱（抜粋）	武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱（抜粋）
（目的） 第1条　この要綱は、武蔵野市立小学校がセカンドスクール（武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱（平成14年11月１日施行）に規定するセカンドスクールのうち小学校第5学年で実施するものをいう。以下同じ。）を実施するにあたり、同要綱第1条に掲げるねらいの達成に寄与するため、プレセカンドスクールを実施することにより、次に掲げるねらいを達成することを目的とする。 (1)　自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。 (2)　短期の宿泊体験を通じて、集団生活の基礎を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てる。 (3)　子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の人々との交流を通じて、進んで他者とかかわる力を培う。 (4)　学年ごとの発達段階や子どもたちの実態を踏まえ、セカンドスクールの内容との関連を考慮し、学習効果及び学習意欲を高める。 （実施学年） 第2条　実施学年は、小学校第4学年とする。 （活動内容） 第3条　プレセカンドスクールで実施する指導内容は、総合的な学習の時間、教科、特別活動及び道徳とし、各学校が創意をもって学習活動を計画し、実施するものとする。 2　武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）第17条の規定により、校長は、プレセカンドスクールの教育課程への位置付けを武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。	（目的） 第1条　この要綱は、武蔵野市立小中学校に在籍する児童及び生徒が、授業の一部を自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在して行い、普段の学校生活（以下「ファーストスクール」という。）では体験し難い総合的な体験学習活動を行うセカンドスクールを実施することにより、次に掲げるねらいを達成することを目的とする。 (1)　自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。 (2)　長期にわたる宿泊体験を通し、生活自立に必要な知識や技能を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てる。 (3)　子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の方々との交流を通じて、進んで他者とかかわる力を培う。 （実施学年） 第2条　実施学年は、小学校においては第5学年、中学校においては第1学年とする。 （活動内容） 第3条　セカンドスクールで実施する指導内容は、それぞれの実施学年の総合的な学習の時間、教科、特別活動及び道徳とし、各学校が創意をもって学習活動を計画し、実施するものとする。 2　武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）第17条の規定により、校長は、セカンドスクールの教育課程への位置付けを武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

次期学習指導要領解説とセカンドスクール関連内容（一部）

小学校全面実施→平成３２年(2020年)

1　小学校学習指導要領解説　総則編（平成29年6月 文 部 科 学 省）

第１章　総説
第２章　教育課程の基準
第３章　教育課程の編成及び実施
　第３節　教育課程の実施と学習評価
　　1　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(5) 体験活動（第１章第３の１の(5)）

(5)　児童が生命の有限性や自然の大切さ，主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう，各教科等の特質に応じた体験活動を重視し，家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

社会構造等の急速な変化による予測困難な時代にあって，また，少子高齢化等が進み成熟社会を迎えている我が国において，これからの学校教育には，児童に知・徳・体のバランスのとれた資質・能力を育成することが一層重要となっている。

資質・能力を偏りなく育成していくに当たり，「学びに向かう力，人間性等」を育む観点からは，体験活動の充実が重要である。「学びに向かう力，人間性等」は「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」をどのような方向性で働かせていくのかを決定付ける重要な要素であることから，本項において，各教科等の特質に応じた体験活動を重視し，家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを示している。

児童を取り巻く地域や家庭の環境，情報環境等が劇的に変化し，児童が自然の中で豊かな体験をしたり，文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られているとの指摘がされている。それにより，例えば生命の有限性を実感することや異年齢の幼児児童生徒が協働する経験が少なくなり，現実的には学校教育が児童がそうした経験をすることができる数少ない場となっている。

前回の改訂において，体験活動は言語活動とともに重要なものとして位置付けられたが，今回の改訂においては，前述の児童を取り巻く環境等を踏まえ，児童が生命の有限性や自然の大切さ，主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し，集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を生かして，地域・家庭と連携・協働して，体験活動の機会を確保していくことを示している。

学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには，各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが必要である。

このため，生活科や総合的な学習の時間，特別活動はもとより，例えば，社会科では「観察や見学，聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること」，理科では「生物，天気，川，土地などの指導に当たっては，野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れる」，家庭科では「調理や制作等の手順の根拠について考えたり，実践する喜びを味わったりするなどの実践的・体験的な活動を充実すること」等の教科等の特質に応じた体験を伴う学習活動の充実を図ることとしている。

また，体験活動を継続的に実施していくためには，その時間の確保も課題となる。この点では，各教科等の指導に当たり教科等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく，時間割の弾力的な編成（第１章総則第２の３(2)ウ(ｴ)）や合科的・関連的な指導（第１章総則第２の３(3)エ）の規定等を踏まえ，例えば，自然体験や社会体験を行う長期集団宿泊活動において，各教科等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合，教科等の学習を含む計画を立て，授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど，学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられる。このように，各教科等の特質やその関連を踏まえ，児童の様々な学習機会がより効果的なものとなるようにしていくことが，カリキュラム・マネジメントの重要な視点である。

なお，このような体験活動を効果的に実施していくためには，その意義や効果について家庭や地域と共有し，連携・協働することが重要である。また，これらの学習を展開するに当たっては，学習の内容と児童の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない

第３章　教育課程の編成及び実施
　第６節　道徳教育推進上の配慮事項

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止（第１章第６の３）

３　学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，集団宿泊活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，児童の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動，社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え，自分自身をも高めるためのボランティア活動，自然や動植物を愛し，大切にする心を育てるための自然体験活動など，様々な体験活動の充実が求められている。各学校においては，学校の教育活動全体において学校の実情や児童の実態を考慮し，豊かな体験の積み重ねを通して児童の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。その際には，児童に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり，実施計画にもこのことを明記することが求められる。

さらに，地域社会の行事への参加も，幅広い年齢層の人々と接し，人々の生活，文化，伝統に親しみ，地域社会に対する愛着を高めるだけでなく，地域社会への貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど，児童にとっては道徳性を養う豊かな体験となる。具体的には，学校行事や総合的な学習の時間などでの体験活動として，自治会や社会教育施設など地域社会の関係機関・団体等で行う地域社会振興の行事や奉仕活動，自然体験活動，防災訓練などに学校や学年として参加することなどが考えられる。その場合には，その行事の性格や内容を事前に把握し，学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら児童の豊かな体験が充実するよう進めることが大切である。

2 小学校学習指導要領解説　特別活動編　(平成29年6月 文 部 科 学 省)

第1章　総説
第2章　特別活動の目標
第3章　各活動・学校行事の目標及び内容
　第4節　学校行事
　　1 学校行事の内容

(4) 遠足・集団宿泊的行事

① 遠足・集団宿泊的行事のねらいと内容

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるようにすること。

遠足・集団宿泊的行事には，遠足，修学旅行，野外活動，集団宿泊活動などが 考えられる。

特に，児童の発達の段階や人間関係の希薄化，自然体験の減少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえると，小学校段階においては，自然の中や農山漁村 等における集団宿泊活動を重点的に推進することが望まれる。

② 実施上の留意点

≪現行　平成20年8月版≫

(ｶ) 宿泊を伴う行事を実施する場合は，通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き，その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れるように工夫する。また，集団宿泊活動については，望ましい人間関係を築く態度の形成などの教育的な意義が一層深まるとともに，高い教育効果が期待されることなどから，学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ，一定期間（例えば１週間（５日間）程度）にわたって行うことが望まれる。その際，児童相互のかかわりを深め，互いのことをより深く理解し，折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら，協調して生活することの大切さが実感できるようにする。

≪次期　平成29年6月版≫

カ　宿泊を伴う行事を実施する場合は，通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き，その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れるように工夫する。例えば農林水産業に関わる体験活動等その地域の特色や産業等に対する理解を深める活動を取り入れることも望ましい。また，集団宿泊活動については，よりよい人間関係を形成する態度を養うなどの教育的な意義が一層深まるとともに，いじめの未然防止等や不登校児童の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。そこで，学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ，一定期間（例えば1週間（5 日間）程度）にわたって行うことが望まれる。その際，児童相互のかかわりを深め，互いのことをより深く理解し，折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら，協調して生活することの大切さが実感できるようにする。

キ　学校行事として実施する長期にわたって宿泊を伴う体験的な活動においては，目的地において教科の内容にかかわる学習や探究的な活動を効果的に展開することも考えられる。その場合には，教科等や総合的な学習の時間などの学習活動を含む計画を立て，授業時数に含めて扱うなど，柔軟な年間指導計画の作成について工夫するよう配慮するとともに，宿泊施設を活用した野外活動を盛り込むなどの工夫をする。具体的には，外国語を集中的に学習する「イングリッシュキャンプ」，実際に星空や地層等の観察を行う自然教室，農林水産業施設の見学学習などの実施が考えられる。

その際，それぞれの目標が十分に達成できるよう，事前・事後の活動など の綿密な指導計画を作成する必要がある。

第3章　各活動・学校行事の目標及び内容
　第4節　学校行事
　　4　学校行事の内容の取扱い

(1) 学校行事の内容の取扱いに関する留意事項

例えば，遠足・集団宿泊的行事において長期の集団宿泊活動を行う場合，登山などを実施した際に勤労生産・奉仕的行事として清掃活動を行うなど，遠足・集団宿泊的行事と勤労生産・奉仕的行事を統合して実施することが考えられる。

なお，その際，学習指導要領において，勤労生産・奉仕的行事については，「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること」と示されていることから，勤労の尊さを体得する内容だけでなく生産の喜びを体得する内容の学校行事を別に実施する必要があることに留意する必要がある。その際，その場限りの体験的な活動で終わらせることなく，事前にそのねらいや意義を児童が十分に理解できるようにし，活動についてあらかじめ調べたり，準備したりすることができるようにする。

また、言語力の育成や体験したことからより多くのことを体得させる観点から、活動の節目や事後に、話す，聞く，読む，書く，などの活動を効果的に取り入れることが求められる。例えば，集団宿泊活動の実施に伴って，感想文集にまとめたり，お世話になった方々に手紙を書いたり，発表会をしたり，他の学年の児童，保護者や地域の住民に対する報告会を開催したりすることが考えられる。また，体験活動を通して自分自身について考えたことを，学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」において，児童が活動を記録し蓄積する，いわゆるポートフォリオ的な教材等を活用した学習と関連付けることも考えられる。

次期学習指導要領解説と中学校の体験活動（一部）

中学校全面実施　➔　令和３年（2021 年）

1　中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説　総則編　文部科学省　平成 29 年７月

第１章　総説
第２章　教育課程の基準
第３章　教育課程の編成及び実施
　第３節　教育課程の実施と学習評価

１　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

（５）　体験活動　（第１章第３の１の（5））

（５）　生徒が生命の有限性や自然の大切さ，主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう，各教科等の特質に応じた体験活動を重視し，家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

社会構造等の急速な変化による予測困難な時代にあって，また，少子高齢化等が進み成熟社会を迎えている我が国において，これからの学校教育には，生徒に知・徳・体のバランスのとれた資質・能力を育成することが一層重要となっている。

資質・能力を偏りなく育成していくに当たり，「学びに向かう力，人間性等」を育む観点からは，体験活動の充実が重要である。「学びに向かう力，人間性等」は「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」をどのような方向性で働かせていくのかを決定付ける重要な要素であることから，本項において，各教科等の特質に応じた体験活動を重視し，家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを示している。

生徒を取り巻く地域や家庭の環境，情報環境等が劇的に変化し，生徒が自然の中で豊かな体験をしたり，文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られているとの指摘がされている。それにより，例えば生命の有限性を実感することや異年齢の幼児児童生徒が協働する経験が少なくなり，現実的には学校教育は生徒がそうした経験をすることができる数少ない場となっている。

前回の改訂において，体験活動は言語活動とともに重要なものとして位置付けられたが，今回の改訂においては，前述の生徒を取り巻く環境等を踏まえ，生徒が生命の有限性や自然の大切さ，主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し，集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を生かして，地域・家庭と連携・協働して，体験活動の機会を確保していくことを示している。

学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには，各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが必要である。

このため，総合的な学習の時間や特別活動はもとより，例えば，社会科では「調査や諸資料から，社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し，読み取り，まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに，作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること」，理科では「観察，実験，野外観察などの体験的

な学習活動の充実に配慮すること」，技術・家庭科では「仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう実践的・体験的な活動を充実すること」等の教科等の特質に応じた体験を伴う学習活動の充実を図ることとしている。

また，体験活動を継続的に実施していくためには，その時間の確保も課題となる。この点では，各教科等の指導に当たり教科等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく，時間割の弾力的な編成（第１章総則第２の３（2）ウ（ｴ））の規定等を踏まえ，例えば，自然体験や社会体験を行う長期集団宿泊活動において，各教科等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合，教科等の学習を含む計画を立て，授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど，学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられる。このように，各教科等の特質やその関連を踏まえ，生徒の様々な学習機会がより効果的なものとなるようにしていくことは，カリキュラム・マネジメントの重要な視点である。

なお，このような体験活動を効果的に実施していくためには，その意義や効果について家庭や地域と共有し，連携・協働することが重要である。また，これらの学習を展開するに当たっては，学習の内容と生徒の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

第３章　教育課程の編成及び実施

第６節　道徳教育推進上の配慮事項

３　豊かな体験活動の充実といじめの防止（第１章第６の３）

３　学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

（１）　学校や学級内の人間関係や環境を整えること

ア　教師と生徒の人間関係（省略）
イ　生徒相互の人間関係（省略）
ウ　環境の整備（省略）

（２）　豊かな体験の充実

勤労観・職業観を育むことができる職場体験活動や他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動，自然のすばらしさを味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動，地域の一員として社会参画の意欲を高めることができる地域の行事への参加など，様々な体験活動の充実が求められている。

学校外の様々な人や事物に出会う体験活動は，生徒の世界を広げ，実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となる。共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを実感させ，他者，社会，自然・環境との関わりの中で共に生きる自分への自信をもたせることが大切である。

各学校においては，学校の教育活動全体において生徒や学校の実態を考慮し，豊かな体験の積み重ねを通して生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。その際には，生徒に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり，実施計画にもこのこと

を明記することが求められる。

さらに，地域の行事への参加も，幅広い年齢層の人々と接し，人々の生活，文化，伝統に親しみ，地域に対する愛着を高めるだけでなく，地域貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど，生徒にとっては道徳性を養う豊かな体験となる。具体的には，学校行事や総合的な学習の時間などでの体験活動として，自治会や社会教育施設など地域の関係機関・団体等で行う地域振興の行事や奉仕活動，自然体験活動，防災訓練などに学校や学年として参加することなどが考えられる。その場合には，地域の行事の性格や内容を事前に把握し，学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら生徒の豊かな体験が充実するよう進めることが大切である。

（３ ）道徳教育の指導内容と生徒の日常生活（省略）

ア　いじめの防止（省略）

イ　安全の確保（省略）

・・
・・

2　中学校学習指導要領解説　特別活動編　　文部科学省　平成 29 年７月

第１章　総説

第２章　特別活動の目標

第３章　各活動・学校行事の目標と内容

第３節　学校行事

２　学校行事の内容

（4）　旅行・集団宿泊的行事

①　旅行・集団宿泊的行事のねらいと内容

旅行・集団宿泊的行事については，学習指導要領第５章の第２で，次のとおり示している。

> 平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

旅行・集団宿泊的行事のねらいは，次のとおり考えられる。

校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して，学校における学習活動を充実発展させる。また，校外における集団活動を通して，教師と生徒，生徒相互の人間的な触れ合いを深め，楽しい思い出をつくることができる。

さらに，集団生活を通して，基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み，集団生活の在り方について考え，実践し，互いを思いやり，共に協力し合ったりするなどのよりよい人間関係を形成しようとする態度を育てる。

旅行・集団宿泊的行事においては，例えば次のとおり資質・能力を育成することが考えられる。

○　豊かな自然や文化・社会に親しむことの意義を理解するとともに，校外における集団生活の在り方，公衆道徳などについて理解し，必要な行動の仕方を身に付けるようにする。

○　日常とは異なる生活環境の中での集団生活の在り方や公衆道徳について考え，学校生活や学習活動の成果を活用するように考えることができるようにする。
○　日常とは異なる環境や集団生活において，自然や文化・社会に親しみ，新たな視点から学校生活や学習活動の意義を考えようとする態度を養う。

旅行・集団宿泊的行事としては，修学旅行，移動教室，集団宿泊，野外活動などが考えられる。

② 実施上の留意点

ア　生徒の自主的な活動の場や機会を十分に考慮し，生徒の役割分担，生徒相互の協力，きまり・約束の遵守，人間関係を深める活動などの充実を図ること。また，文化的行事や健康安全・体育的行事，勤労生産・奉仕的行事との関連などを重視して，単なる物見遊山に終わることのない有意義な旅行・集団宿泊的行事を計画・実施するよう十分に留意すること。また，生徒の入学から卒業までの間に宿泊を伴う行事を実施すること。
イ　指導計画の作成とその実施に当たっては，行事の目的やねらいを明確にした上で，その内容に応じて各教科，道徳科，総合的な学習の時間，学級活動などとの関連を工夫すること。また，事前の学習や，事後のまとめや発表などを工夫し，体験したことがより深まるような活動を工夫すること。

ウ　学級活動などにおいて，事前に，目的，日程，活動内容などについて指導を十分に行い，生徒の参加意欲を高めるとともに，保護者にも必要事項について知らせておく。

エ　実施に当たっては，地域社会の社会教育施設等を積極的に活用するなど工夫し，十分に自然や文化などに触れられるよう配慮する。

オ　生徒の心身の発達の段階，安全，環境，交通事情，経済的な負担，天候，不測の事故，事故の発生時における対応策などに十分配慮し，学校や生徒の実態を踏まえた活動となるよう工夫すること。特に，教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をする。また，自然災害などの不測の事態に対しても，自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。（なお，計画の実施に関しては，「小学校，中学校，高等学校等の遠足・修学旅行について」（昭和43 年10 月２日付け，文初中第450 号文部省初等中等教育局長通達），「修学旅行における安全確保の徹底について」（昭和63 年３月31 日付け，文初高第139 号文部事務次官通達）などを参照すること。）

【小学校】

４　学校行事の内容の取扱い

(1)　学校行事の内容の取扱いに関する留意事項

学習指導要領第６章の第２〔学校行事〕の３「内容の取扱い」の（1）で，次のとおり示している。

> （1）児童や学校，地域の実態に応じて，２に示す行事の種類ごとに，行事及びその内容を重点化するとともに，各行事の趣旨を生かした上 で，行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また，実 施に当たっては，自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに，体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり， 発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

ア　行事の種類ごとに，行事及びその内容を重点化するとともに，行事間の関連や統合を図る

・・・・・・・学校行事における「行事間の統合」とは，別々の学校行事を一つの学校行事に組み合わせて実施するなど，学校行事に充てる授業時数を精選し，より効果的， 効率的に目標を達成しようとすることである。

例えば，遠足・集団宿泊的行事において長期の集団宿泊活動を行う場合，登山などを実施した際に勤労生産・奉仕的行事として清掃活動を行うなど，遠足・集団宿泊的行事と勤労生産・奉仕的行事を統合して実施することが考えられる。

なお，勤労生産・奉仕的行事については， 「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること」と示されていることから，勤労の尊さを体得する内容だけでなく， 生産の喜びを体得する学校行事を別に実施する必要があることに留意する。

その際，その場限りの体験的な活動で終わらせることなく，事前にそのねらいや意義 を児童が十分に理解できるようにし，活動についてあらかじめ調べたり，準備したりすることができるようにする。

イ　体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの事後の活動を充実する

学校行事においては，特に言語力の育成や体験したことからより多くのことを 体得させる観点から，「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの活動を充実する」ことが求められる。

その際， その場限りの体験活動で終わらせることなく，事前にそのねらいや意義を児童に十分に理解させ，活動についてあらかじめ調べたり，準備したりすることができるようにするとともに，活動の節目や事後に，話す，聞く，読む，書くなどの活 を効果的に取り入れることが求められる。

例えば，集団宿泊活動の実施に伴って，感想文集にまとめたり，お世話になった方々に手紙を書いたり，発表会をしたり，他の学年の児童，保護者や地域の住民に対する報告会を開催したりすることが考えられる。

また，体験活動を通して自分自身について考えたことを，学級活動「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」において，児童が活動を記録し 蓄積する，いわゆるポートフォリオ的な教材等を活用した学習と関連付けること も考えられる。

＊以下略

【中学校】

4　学校行事の内容の取扱い

学習指導要領第５章の第２の３の（1）で，次のとおり示している。

> （1） 生徒や学校，地域の実態に応じて，２に示す行事の種類ごとに，行事及びその内容を重点化するとともに，各行事の趣旨を生かした上で，行事間 の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また，実施に当たっては， 自然体験や社会体験などの体験活動を充実させるとともに，体験活動を通 して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなど の事後の活動を充実すること。

（1）　学校行事の内容の取扱いに関する留意事項

ア　行事の種類ごとに，行事及びその内容を重点化するとともに，行事間の関連や統合を図る

・・・・・・　学校行事における「行事間の関連を図る」とは，別々の学校行事を一つの学校行事に組み合わせて実施するなど、学校行事に充てる授業時数を精選し、より効果的，効率的に目標を達成しようとすることである。

例えば，旅行・集団宿泊的行事において集団宿泊を行う場合，登山などを実施した際に勤労生産・奉仕的 行事として清掃活動を行うなど，旅行・集団宿泊的行事と勤労生産・奉仕的行事を統合して実施することが考えられる。なお，その際，学習指導要領において，勤労生産・奉仕的行事については，「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること」と示されていることから，勤 労の尊さを体得する内容だけでなく生産の喜びを体得する内容の学校行事を別 に実施する必要があることに留意する必要がある。

その際，その場限りの体験 的な活動で終わらせることなく，事前にそのねらいや意義を生徒が十分に理解 できるようにし，活動についてあらかじめ調べたり，準備したりすることができるようにする。

イ　体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりする活動を充実する

学校行事においては，特に言語力の育成や体験したことからより多くのことを体得させる観点から，「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの活動を充実する」ことが求められる。その際，その場限りの体験活動で終わらせることなく，事前にそのねらいや意義を 生徒に十分に理解させ，活動についてあらかじめ調べたり，準備したりすることができるようにするとともに，活動の節目や事後に，話す，聞く，読む，書く，などの活動を効果的に取り入れることが求められる。例えば，集団宿泊の実施に伴って，感想文をまとめたり、お世話になった方々に手紙を書いたり， 発表会をしたり，他の学年の生徒，保護者や地域の住民に対する報告会を開催 たりすることが考えられる。

また，体験活動を通して自分自身について考えたことを，学級活動（3）「一人一人の形成と自己実現」において，生徒が活動を記録し蓄積する， いわゆるポートフォリオ的な教材等を活用した学習と関連付けることも考えられる

＊以下略